

エスパルコフットサルコート板橋ジュニアスクール 規約

第1条 名称

エスパルコフットサルコート板橋サッカー・フットサルスクールは、（以下、本スクール）とし、株式会社アスリートプラスが運営する。

第2条 所在

本スクールは、東京都板橋区蓮根3-8-12 ダイエー西台店食品館4階に事務局を置く。

第3条 活動場所

本スクールは、東京都板橋区蓮根3-8-12 ダイエー西台店食品館 屋上を主な活動場所とする。

第4条 目的

本スクールは、児童・少年・少女の健全な心身の育成を図り、地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第5条 期間

本スクールの開校期間は、毎年4月1日より翌年の3月31日までの期間とする。

第6条 入会資格

本スクールに入会するものは次の条件を備えていなければならない。

- ① 本アカデミーの趣旨に賛同するものであること。
- ② 別に定める資格に該当するものであること。
- ③ スポーツを行うに適した健康状態であること。

第7条 入会手続

本スクールに入会を希望するものは、所定の手続きに従い本スクールに申し込む。

第8条 会費

1. 会費とは次のものをいう。

- ① 入会費
- ② 月額会費

(2) 会費は、原則として、事務局での現金による支払いとする。

第9条 年会費（年間登録料）

会員は、別に定める年会費を、原則として入会時および更新時に支払わなければならない。

第10条 月額会費

会員は、別に定める月額会費を原則として毎月初回受講時まで支払わなければならない。

第11条 会費の不返納

一旦納入した会費は、入会不許可の場合を除き、原則としてこれを返納しない。

第12条 会費滞納

会員が事前の承認手続を取る場合のほか、会費の納入を怠ったときは、本スクールは指導を停止し、また退会させることができる。

第13条 練習の回数期間

(1) 本スクールの練習指導日・期間については、別に定めるスケジュールによる。

(2) やむを得ない事由が発生した場合は、定められた場合は、定められた練習指導日・練習時間を変更また

は中止するものとし、その場合は事前に会員に通知する。

(3) 本スクールの練習指導は年35回以上(月3回保証)とし、それを下回る場合には補講を行う。

第14条 指導内容

本スクールは、各コースおよびカテゴリーごとに指導要領を定めるものとし、指導要領に基づく個別の具体的な練習指導方法は各コーチが決定する。

第15条 休会

(1) 休会とは、怪我もしくはやむを得ない理由により引続き1ヶ月以上3ヶ月以内を休む場合をいう。

(2) 休会を希望する会員は、所定の申請用紙に記入の上、休会を希望する月の前月25日までに届けなければならない。

(3) 休会期間中の会費等の納入については別に定めるところによる。

第16条 退会

(1) 退会を希望する会員は、所定の申請用紙に記入の上、退会を希望する月の前月25日までに届け出なければならない。

(2) 退会后、再入会する場合は再度入会金及び年会費月会費を払わなければならない。

第17条 会員のモラル

会員は次の事項を厳守しなければならない。

- ① チームワークを守り、全員が明るく、楽しく、元気良く行動すること。
- ② 本スクールの目的にそうよう努力すること。
- ③ 本スクールの定める利用規則を遵守すること。

第18条 除名

本規約に違反するなど、本スクールの会員としてふさわしくないと判断したものに対して、本アカデミーは除名することができる。

第19条 休校・閉鎖

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、本スクールを休校、もしくは閉鎖することがある。

第20条 写真・映像の使用

本スクールの活動風景を撮影した写真および映像を施設HP、その他関係するプロモーションに掲載することがある。スクール生及びその保護者はこれを了承の上、入会したものとする。

第21条 個人情報の取り扱い

本スクールは、法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う。

第22条 事故の責任

会員は、本スクールの施設利用に際して、本施設利用に関する諸規則および施設管理者ならびに担当コーチの指示に従い行動するものとし、これに反して盗難、傷害等の事故が起こっても、施設管理者、本スクール・コーチ等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

第23条 施行

本規約は、2015年7月1日より施行する。

第24条 改定

2021年4月1日

株式会社アスリートプラス
代表取締役 大野 祐介